

第1章

基本計画策定の趣旨

1

基本計画策定の背景及び経緯

2

基本計画の位置付けと計画期間

1 基本計画策定の背景及び経緯

私たちが住む札幌市は、自然の恵みと共に暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちがそれぞれの文化を育みながら、創造的で自由な発想によってそれぞれの時代の課題を克服し、世界に誇るまちへと進化してきました。

昭和38年（1963年）「札幌市民憲章」において、「世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう」との理念を掲げ、早くから文化芸術施策の重要性に着目し、昭和52年（1977年）には「教育文化会館」、昭和57年（1982年）には「市民ギャラリー」、昭和61年（1986年）には「芸術の森」の一部をオープンするなど、様々な文化芸術施設の整備に着手してきたほか、市民に対し文化芸術に親しむ機会も提供してきました。

平成9年（1997年）には、長期的な視点に立ち、文化芸術振興の指針を体系的に明らかにした「札幌市芸術文化基本構想（通称：アンビシャス札幌21）」を策定し、この間、「札幌コンサートホール（Kitara）」や、「札幌市博物館活動センター」をオープンさせるなど文化芸術都市として様々な成果をあげてきました。

平成18年（2006年）には、「創造都市さっぽろ」を宣言²しました。札幌市では、創造性を培う基盤となる優れた文化芸術施設やイベントを多数つくりあげてきたことから、それら文化芸術の力を生かして市民の創造性を刺激し、市民の創造的活動をまちの活力につなげていくことを目指したものです。

平成19年（2007年）には、「文化芸術振興基本法」の制定（平成13年（2001年））や、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」の閣議決定（平成19年（2007年））などを背景とし、「市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高き札幌のまちづくりを目指す」ことを掲げた「札幌市文化芸術振興条例」が全議員の提案により成立しました。その規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的・計画的に実施するための指針として、平成21年（2009年）に第1期となる「札幌市文化芸術基本計画」を策定しました。この計画では、「創造都市さっぽろ」を文化芸術的側面から実現していくために、「花ひらく創造都市」の実現を目指すところとして掲げ、各施策を推進してきました。

この間、平成25年（2013年）11月には、「ユネスコ創造都市ネットワーク³」のメディ

¹ 整備が完了し、全面オープンしたのは、平成11年（1999年）7月。

² 「創造性に富む市民が暮らし、外部との交流によって生み出された知恵が新しい産業や文化を育み、新しいコト、モノ、情報を絶えず発信していく街」を目指すという意味を示すため、札幌市が行った宣言。

³ 創造的・文化的な産業の育成、強化によって都市の活性化を目指す世界の都市が、国際的な連携・相互交流を行うことを支援するため、平成16年（2004年）にユネスコが創設したネットワーク。文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアーツ、食文化の7つの分野で構成されている。

アーツ⁴分野での加盟が承認されました。20年以上にわたってIT⁵・コンテンツ⁶関連産業の育成に取り組むなどメディアアーツの創出・活用につながる環境づくりをしてきたことや、メディアアーツを活用した取組などが評価されたものです。

第1期計画策定から5年が経過し、様々な社会情勢や国の文化芸術振興施策の変化などに的確に対応していくため、平成27年（2015年）に、市民の創造性を喚起することや、創造性を生かしたまちの魅力向上などに重点を置き、「創造性あふれる文化芸術の街さっぽろ」をテーマとする第2期の「札幌市文化芸術基本計画」を策定しました。

第2期計画では、「創造性の土を耕す」、「創造性の種を蒔く」、「創造性を実らせる」、「創造性を蓄え、伝える」というステージに分類して取組を構築し、ステージの循環の中で、それぞれの創造性による成果が次々と実ることを念頭に置き、施策を推進してきました。

第2期計画策定後には、文化芸術基本法の成立や、文化財保護法の改正のほか、文化芸術に関する国家戦略や国の計画が策定され、文化芸術そのものや、他分野と一体となって創出される新しく多様な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させることや、文化財の公開や活用を通じて保存に対する認識が高まるといった好循環を生み出すことなどが求められています。

また、札幌市においては、こうした流れを踏まえ平成29年（2017年）12月に「札幌市文化芸術振興条例」を「札幌市文化芸術基本条例」に改正し、文化芸術の関連分野も含めた施策を推進していくことを明らかにしたほか、平成30年（2018年）10月、文化芸術活動及び生涯学習の振興並びに人々の来訪及び交流の促進を図り、もって市民の創造性を育むとともに、市民生活の質の向上を実現するほか、地域のにぎわいの創出に寄与するため、「札幌市民交流プラザ」を開館しました。

今後は、国の考え方も踏まえ、これまでの取組によって広く市民に定着しつつある文化芸術に触れる機会や充実した施設など、本市の優れた文化芸術に関する資源が、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、あらゆる人々を対象とするものであることを念頭に置くとともに、文化芸術を観光や産業など幅広い関連分野にも活用することで、都市の魅力アップを図ります。

このことが、更なる文化芸術の持続的な発展を促す好循環を生み出し、文化芸術の側面から創造都市を推進することにつながります。

⁴ デジタル技術などを用いた新しい芸術表現。映像、演劇・舞踊（パフォーミングアーツ）なども含む幅広い表現であり、創造的な産業にも波及する概念。

⁵ Information Technology の略。情報処理、情報技術。

⁶ 文章、音楽、画像、映像、またはそれらを組み合わせた情報の集合のこと。

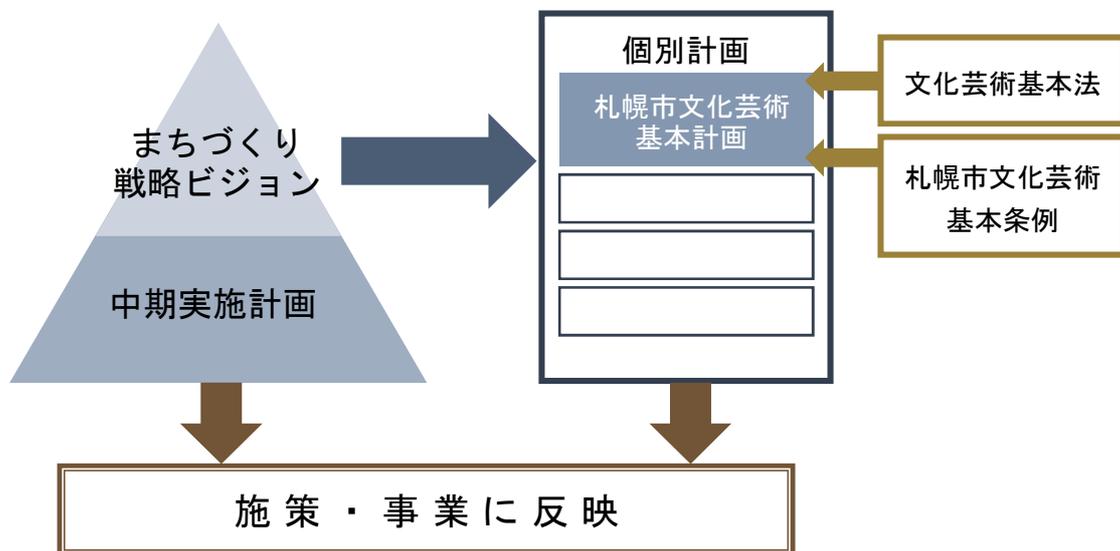
2 基本計画の位置付けと計画期間

札幌市文化芸術基本計画は、札幌市文化芸術基本条例第6条に基づき策定するもので、文化芸術を取り巻く社会的背景などに対応し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針です。

また、平成25年度（2013年度）に、これまでの札幌市基本構想と札幌市長期総合計画に代わる最上位計画として策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を受けた個別計画に位置付けられます。

さらに、平成30年（2018年）3月に国が文化芸術基本法⁷に基づき、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指したものとして、「文化芸術推進基本計画」を策定し、そこでは地方文化芸術推進基本計画は、国の計画を参酌する必要があるとされています。

第3期札幌市文化芸術基本計画は、社会情勢の変化や、国の文化芸術振興施策の変化などに的確に対応しながら、文化芸術を活用した産業活性化に向けた取組などさらに創造性を活用したまちづくりを進めていくために、第1期基本計画からの考え方を継承しつつ、第2期基本計画を見直し、今後5年間の指針として、新たに策定するものです。



⁷ 平成29年6月に文化芸術振興基本法の一部改正が行われ題名が変更。文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが改正の趣旨。